

# 入札説明書

入札に際しまして、関係書類をご一読のうえ、ご参加くださいますようお願いいたします。

## 1 現場説明会 開催しません

## 2 仕様その他明細に関する質問方法

仕様その他明細に関する質問のある場合は、次のとおり質問書を提出してください。

- (1) 提出先 公益財団法人さいたま市公園緑地協会 事業グループ  
さいたま市南区別所4-12-10  
FAX：048-836-5200
- (2) 提出方法 持参又はFAX
- (3) 受付期間 平成30年3月12日(月)午前9時から正午まで
- (4) 回答の方法 平成30年3月13日(火)午後5時までに、当該業務の入札に指名した全業者（辞退者を除く）に対して、回答書をFAX送信します。

## 3 入札参加者に関する事項

- (1) 入札参加者は、入札者またはその代理人とし、1名のみ入札の会場へ入場できます。なお、開札は入札後、会場にて直ちに行います。
- (2) 代理人は、入札者から当該入札に関する権限の委任を受けて参加してください。（委任状が必要です。委任状は入札前に提出していただきます。）
- (3) 会場では、必ず携帯電話の電源を切ってください。

## 4 その他注意事項

- (1) 入札の無効
  - ア 入札参加資格のない者のした入札
  - イ 入札者の記名押印のない入札書による入札
  - ウ 記載内容、印影等の判読できない入札書による入札
  - エ 記載内容の訂正（金額を除く）、削除、挿入等を行った場合で、訂正押印のない入札書による入札
  - オ 連合によると認められる入札
  - カ 金額が訂正された入札書による入札
  - キ 本項アからカの他、協会の規定に違反した入札
- (2) 遵守事項及び入札の方法
  - ア 代理人に入札させる場合、委任状を提出のうえ、入札（見積）書には代理人が記名押印をしてください。
  - イ 契約にあたっては、落札した入札（見積）書に記載された金額に、当該金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるかを問わず、消費税等額を含まない金額を入札（見積）書に記載してください。
  - ウ 入札を希望しない場合には、参加しないことができます。ただし、当該入札の開始日時までに、必ず書面（入札辞退届）によって、その旨を届け出てください。また、併せて業務仕様書を返却してください。
  - エ 入札者のうち、当協会の契約に関する規程に基づき決定した予定価格制限の範囲内で最低の価額をもって入札した者を落札者とします。ただし、初度入札において落札者がいな

いときは、会場にて、再度、直ちに入札を行います。再度入札に参加できる者は、初度入札に参加し、開札に立ち会ったものとします。なお、再度入札は2回までとします。

オ 入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できません。

カ 提出された入札書及びその付随書類の書換え、差替え、撤回はできません。

キ 2回の再度入札（入札3回目）で不調になったときは、その場で入札を中止し、後日、全ての業者を入れ替えたうえで再入札を行う場合があります。

(3) 業務仕様書の返却

入札のための資料として配付した業務仕様書は、当該入札の際に返却してください。

(4) 情報公開・開示請求への対応

さいたま市の指定管理者または補助金交付対象事業に係る業務は、さいたま市と同様の情報公開・開示請求への対応をとる場合があります。

(5) 業務委託契約基準約款

「公益財団法人さいたま市公園緑地協会業務委託契約基準約款」は、これら入札に係る業務委託契約の一部を構成するものです。当協会ホームページにおいて公開していますので、必ず確認のうえ、入札に参加してください。

【ダウンロードの手順】

公益財団法人さいたま市公園緑地協会ホームページ (<http://www.sgp.or.jp/>)

トップページ右側「各種書式ダウンロード」又は下部「管理者用」

(6) 配付書類について

この入札説明書と併せて、以下の書類を配付します。不足のないことをご確認ください。

ア 入札（見積）指名について（通知）

イ 業務仕様書（貸出し）

ウ 入札の注意事項／最低制限価格採用のお知らせ

エ 質問書

オ 入札（見積）書

カ 委任状

キ 入札（見積）辞退届

## 5 入札に関する事務の担当

公益財団法人さいたま市公園緑地協会 事業グループ

TEL : 048 - 836 - 5678

FAX : 048 - 836 - 5200